平成２１年（フ）第２２１３２号
東京都目黒区中根１丁目２番13号　栄伸ビル３Ｆ
破産者　株式会社プレゼント
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３４０号
東京都目黒区中根１丁目２番13号
破産者　株式会社エナプランニングオフィス
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９２号
長野県飯田市上郷別府745番地１
破産者　有限会社飯田建友
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第５３号
長野県飯田市東新町２丁目１番地１
破産者　有限会社ドリームワークス
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３３７号
岐阜市今嶺１丁目32番27―203号　セント・ヒルダス
破産者　加藤由加利
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４８１３号
大阪市淀川区西三国１丁目２番35―205号
破産者　有限会社ヂラフ設計事務所
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８１８号
大阪市大正区鶴町３丁目15番３号
破産者　株式会社成旺舎大港湯
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５０７５号
大阪市天王寺区石ケ辻町12番36号
破産者　株式会社サンヨ・アート
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２１１号
大阪府枚方市津田駅前１丁目13番８―1402号
破産者　有限会社林リース
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４９０号
大阪市阿倍野区長池町16番18号
破産者　株式会社岩本運輸倉庫
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３２１号
大阪市生野区巽南１丁目１番９号
破産者　有限会社エッグ
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４６９号
大阪市中央区南本町３丁目３―14
破産者　株式会社Ｅ―ＮＥＸＴ
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１８号
北九州市若松区安瀬19番地１
破産者　株式会社清川商事
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２号
住所不定、開始決定時の住所長崎県対馬市美津島町鶏知甲365番地第１
破産者　濱田　一実
1　決定年月日　平成24年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第３３号
茨城県常総市水海道森下町4338番地の２
破産者　有限会社カタノ工業
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４３２号
群馬県太田市東長岡町1691番地１
破産者　有限会社あすか
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０号
千葉県成田市十余三59番地85
破産者　都建設有限会社
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１５３３４号
東京都杉並区大宮１―３―18―306
破産者　佐々木高志
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４４０号
東京都福生市北田園１丁目14番地２秋葉マンション302号室
破産者　西川　祐次
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３９９号
東京都八王子市横川町481番地新見方
破産者　菱山　純子
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２８２３号
横浜市中区相生町３丁目53番地ＹＭビル４Ｆ
破産者　有限会社長濱
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８６６号
横浜市神奈川区羽沢町790番地
破産者　株式会社ＴＭ物流
1　決定年月日　平成24年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部